

# 特殊詐欺被害防止に向けた ATM ご利用限度額変更のお知らせ

令和8年8月吉日

お客さま各位

長崎県央農業協同組合

平素より当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、社会的に深刻な問題となっている特殊詐欺の発生状況を受け、組合員・利用者の皆さまが安心してご利用いただけるよう、被害の発生・拡大を防ぐ対策に取り組んでおります。

特殊詐欺犯罪の全国的な増加や警察庁からの要請を受け、**令和8年10月1日より**、1日あたりのキャッシュカードなどによるATMご利用限度額を以下のとおり変更させていただきます。

大変ご不便をお掛けしますが、組合員・利用者の皆さまの大切な貯金を守るための対策となりますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

| 媒体種別               | 対象取引  | 変更前    | 変更後          |
|--------------------|-------|--------|--------------|
| IC キャッシュカード        | IC 取引 | 100 万円 | <b>50 万円</b> |
| 磁気ストライプキャッシュカード、通帳 | 磁気取引  | 50 万円  | 50 万円        |

- ※1) 県内外JAならびに提携金融機関、コンビニATMでのお引き出し額、お振込額とデビットカードご利用額を合算した1日あたりの利用限度額が50万円となります。
- ※2) あらかじめご自身でご利用限度額を設定されている場合は、引き続き、現在のご利用限度額でご利用いただけます。
- ※3) ご利用限度額を超えるお引出し、お振込は支店窓口にお越しく下さい。
- ※4) ご利用限度額の変更をご希望される場合は、お取引のある支店窓口までお問い合わせください。

お問い合わせは、お取引のある支店窓口までご連絡ください。